

第23号議案

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

奨学資金貸付金に係る権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めます。

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

1 債務者、貸付金額等

- (1) 住 所 府中市
- (2) 氏 名 府中市在住者
- (3) 貸付金額 144万円
- (4) 貸付時期 平成24年4月から平成28年3月まで

2 放棄する権利の内容

奨学資金貸付金に係る債権のうち、未償還額432,000円

3 放棄の理由

本市の奨学資金貸付事業における奨学生であった者が重度の心身障害者となり、奨学資金貸付金の償還免除の申込みがあったため